

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年10月11日(2018.10.11)

【公開番号】特開2017-25019(P2017-25019A)

【公開日】平成29年2月2日(2017.2.2)

【年通号数】公開・登録公報2017-005

【出願番号】特願2015-144319(P2015-144319)

【国際特許分類】

A 6 1 K 35/62 (2006.01)

A 6 1 P 25/28 (2006.01)

A 6 1 P 3/00 (2006.01)

A 2 3 L 33/10 (2016.01)

【F I】

A 6 1 K 35/62

A 6 1 P 25/28

A 6 1 P 3/00

A 2 3 L 1/30 A

【手続補正書】

【提出日】平成30年8月28日(2018.8.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アカミミズ(Lumbricus rubellus)の水若しくはエタノール水溶液の抽出物及び/又は前記抽出物の乾燥粉末を有効成分として含有することを特徴とするアミロイド線維分解剤。

【請求項2】

アカミミズ(Lumbricus rubellus)の水若しくはエタノール水溶液の抽出物及び/又は前記抽出物の乾燥粉末を有効成分として含有することを特徴とする、アミロイドの線維化に起因する疾患の治療薬または予防薬。

【請求項3】

アカミミズ(Lumbricus rubellus)の水若しくはエタノール水溶液の抽出物及び/又は前記抽出物の乾燥粉末を有効成分として含有することを特徴とする、アミロイドの線維化に起因する疾患の治療用または予防用食品組成物。

【請求項4】

前記アミロイドの線維化に起因する疾患が、アルツハイマー病である請求項2記載の治療薬または予防薬。

【請求項5】

前記アミロイドの線維化に起因する疾患が、アルツハイマー病である請求項3記載の治療用または予防用食品組成物。

【請求項6】

アカミミズ(Lumbricus rubellus)の摩碎物の乾燥粉末、水若しくはエタノール水溶液の抽出物、及び/又は、前記抽出物の乾燥粉末を使用することを特徴とするアミロイド線維分解剤の製造方法。

【請求項7】

アカミミズ (Lumbricus rubellus) の水若しくはエタノール水溶液の抽出物、及び／又は、前記抽出物の乾燥粉末を使用することを特徴とするアミロイド線維分解剤の製造方法であって、

生のアカミミズ (Lumbricus rubellus) をカリウム、ナトリウム、マグネシウムおよびカルシウムからなる群から選ばれる少なくとも1種の金属の塩化物と接触させ、

その後、粉末状ヒドロキシカルボン酸と生のアカミミズとを接触させ、水で希釈してpH 2～5に調整し、3～180分間保持した後、生のアカミミズを水洗し、摩碎し、得られた摩碎物を凍結乾燥したものを水またはエタノール水溶液に溶解し、不溶性画分を除去または分離する工程を備えることを特徴とするアミロイド 線維分解剤の製造方法。

【請求項8】

アカミミズ (Lumbricus rubellus) の水若しくはエタノール水溶液の抽出物、及び／又は、前記抽出物の乾燥粉末を使用することを特徴とするアミロイド線維分解剤の製造方法であって、

生のアカミミズ (Lumbricus rubellus) をカリウム、ナトリウム、マグネシウムおよびカルシウムからなる群から選ばれる少なくとも1種の金属の塩化物と接触させ、

その後、生のアカミミズをpH 2～5に調整したヒドロキシカルボン酸水溶液中に浸漬し、3～180分間保持したのち、生のアカミミズを水洗し、摩碎し、得られた摩碎物を凍結乾燥したものを水またはエタノール水溶液に溶解し、不溶性画分を除去または分離する工程を備えることを特徴とするアミロイド 線維分解剤の製造方法。

【請求項9】

アカミミズ (Lumbricus rubellus) の摩碎物の乾燥粉末、水若しくはエタノール水溶液の抽出物、及び／又は、前記抽出物の乾燥粉末を使用することを特徴とするアミロイド の線維化に起因する疾患の治療薬または予防薬の製造方法。

【請求項10】

アカミミズ (Lumbricus rubellus) の水若しくはエタノール水溶液の抽出物、及び／又は、前記抽出物の乾燥粉末を使用するアミロイド の線維化に起因する疾患の治療薬または予防薬の製造方法であって、

生のアカミミズをカリウム、ナトリウム、マグネシウムおよびカルシウムからなる群から選ばれる少なくとも1種の金属の塩化物と接触させ、

その後、粉末状ヒドロキシカルボン酸と生のアカミミズとを接触させ、水で希釈してpH 2～5に調整し、3～180分間保持した後、生のアカミミズを水洗し、摩碎し、得られた摩碎物を凍結乾燥したものを水またはエタノール水溶液に溶解し、不溶性画分を除去または分離する工程を備えることを特徴とするアミロイド の線維化に起因する疾患の治療薬または予防薬の製造方法。

【請求項11】

アカミミズ (Lumbricus rubellus) の水若しくはエタノール水溶液の抽出物、及び／又は、前記抽出物の乾燥粉末を使用するアミロイド の線維化に起因する疾患の治療薬または予防薬の製造方法であって、

生のアカミミズをカリウム、ナトリウム、マグネシウムおよびカルシウムからなる群から選ばれる少なくとも1種の金属の塩化物と接触させ、

その後、生のアカミミズをpH 2～5に調整したヒドロキシカルボン酸水溶液中に浸漬し、3～180分間保持したのち、生のアカミミズを水洗し、摩碎し、得られた摩碎物を凍結乾燥したものを水またはエタノール水溶液に溶解し、不溶性画分を除去または分離する工程を備えることを特徴とするアミロイド の線維化に起因する疾患の治療薬または予防薬の製造方法。

【請求項12】

前記アミロイド の線維化に起因する疾患が、アルツハイマー病である請求項10または11記載の治療薬または予防薬の製造方法。

【請求項 1 3】

アカミミズ (Lumbricus rubellus) の摩碎物の乾燥粉末、水若しくはエタノール水溶液の抽出物、及び／又は、前記抽出物の乾燥粉末を使用することを特徴とするアミロイドの線維化に起因する疾患の治療用または予防用食品組成物の製造方法。

【請求項 1 4】

アカミミズ (Lumbricus rubellus) の水若しくはエタノール水溶液の抽出物、及び／又は、前記抽出物の乾燥粉末を使用するアミロイドの線維化に起因する疾患の治療用または予防用食品組成物の製造方法であって、

生のアカミミズをカリウム、ナトリウム、マグネシウムおよびカルシウムからなる群から選ばれる少なくとも 1 種の金属の塩化物と接触させ、

その後、粉末状ヒドロキシカルボン酸と生のアカミミズとを接触させ、水で希釈して pH 2 ~ 5 に調整し、3 ~ 180 分間保持した後、生のアカミミズを水洗し、摩碎し、得られた摩碎物を凍結乾燥したものを水またはエタノール水溶液に溶解し、不溶性画分を除去または分離する工程を備えることを特徴とするアミロイドの線維化に起因する疾患の治療用または予防用食品組成物の製造方法。

【請求項 1 5】

アカミミズ (Lumbricus rubellus) の水若しくはエタノール水溶液の抽出物、及び／又は、前記抽出物の乾燥粉末を使用するアミロイドの線維化に起因する疾患の治療用または予防用食品組成物の製造方法であって、

生のアカミミズをカリウム、ナトリウム、マグネシウムおよびカルシウムからなる群から選ばれる少なくとも 1 種の金属の塩化物と接触させ、

その後、生のアカミミズを pH 2 ~ 5 に調整したヒドロキシカルボン酸水溶液中に浸漬し、3 ~ 180 分間保持したのち、生のアカミミズを水洗し、摩碎し、得られた摩碎物を凍結乾燥したものを水またはエタノール水溶液に溶解し、不溶性画分を除去または分離する工程を備えることを特徴とするアミロイドの線維化に起因する疾患の治療用または予防用食品組成物の製造方法。

【請求項 1 6】

前記アミロイドの線維化に起因する疾患が、アルツハイマー病である請求項 1 4 または 1 5 記載のアミロイドの線維化に起因する疾患の治療用または予防用食品組成物の製造方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

即ち、本発明のアミロイド線維分解剤は、アカミミズ (Lumbricus rubellus) の水若しくはエタノール水溶液の抽出物及び／又は前記抽出物の乾燥粉末を有効成分として含有することを特徴とするものである。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明のアミロイドの線維化に起因する疾患の治療薬または予防薬は、アカミミズ (Lumbricus rubellus) の水若しくはエタノール水溶液の抽出物及び／又は前記抽出物の乾燥粉末を有効成分として含有することを特徴とするものである。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明のアミロイド の線維化に起因する疾患の治療用または予防用食品組成物は、アカミミズ (Lumbricus rubellus)の水若しくはエタノール水溶液の抽出物及び／又は前記抽出物の乾燥粉末を有効成分として含有することを特徴とするものである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明のアミロイド 線維分解剤の製造方法は、アカミミズ (Lumbricus rubellus)の摩碎物の乾燥粉末、水若しくはエタノール水溶液の抽出物、及び／又は、前記抽出物の乾燥粉末を使用することを特徴とするものである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明のアミロイド の線維化に起因する疾患の治療薬または予防薬の製造方法は、アカミミズ (Lumbricus rubellus)の摩碎物の乾燥粉末、水若しくはエタノール水溶液の抽出物、及び／又は、前記抽出物の乾燥粉末を使用することを特徴とするものである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

本発明のアミロイド の線維化に起因する疾患の治療用または予防用食品組成物の製造方法は、アカミミズ (Lumbricus rubellus)の摩碎物の乾燥粉末、水若しくはエタノール水溶液の抽出物、及び／又は、前記抽出物の乾燥粉末を使用することを特徴とするものである。